

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案要綱

第一 題名

法律の題名を「船舶油濁損害賠償保障法」とすること。

第二 追加基金

- 一 この法律において「追加基金議定書」とは、千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書をいい、「追加基金」とは、追加基金議定書第二条第一項に規定する二千三年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金をいうこととすること。

(第二条関係)

- 二 追加基金に対する被害者の補償の請求その他必要な規定を設けることとすること。(第三十条の二関係)

- 三 追加基金に関し、責任制限手続に係る必要な規定を設けることとすること。(第三十七条の二関係)

第三 一般船舶油濁損害賠償責任及び責任の制限

- 一 この法律において「一般船舶」とは、旅客又はばら積みの油以外の貨物その他の物品の海上輸送のた

めの船舟類（ろかい又は主としてろかいをもって運転するものを除く。）をいい、「一般船舶所有者等」とは、一般船舶の船舶所有者及び船舶賃借人をいい、「一般船舶油濁損害」とは、一般船舶から流出又は排出された燃料油による汚染により生ずる我が国の領域内又は排他的経済水域内における損害等をいうこととする。こと。（第二条関係）

二 一般船舶油濁損害について、一般船舶所有者等は、連帯してその損害を賠償する責めに任ずることとする。こと。（第三十九条の二関係）

三 一般船舶油濁損害の賠償の責めに任ずる一般船舶所有者等の責任の制限については、責任制限法の定めるところによることとする。こと。（第三十九条の三関係）

第四 一般船舶油濁損害賠償等保障契約

一 一般船舶油濁損害賠償等保障契約が締結されていなければ、日本国籍を有する一般船舶（総トン数が百トン以上のものに限る。以下同じ。）は、国際航海に従事させてはならないこととし、日本国籍を有しない一般船舶は、本邦内の港に入港等してはならないこととする。こと。（第三十九条の四関係）

二 一般船舶油濁損害賠償等保障契約は、一般船舶油濁損害の賠償により一般船舶所有者等に生ずる損害

及び港湾法その他法令の規定による一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払により一般船舶所有者等に生ずる損害のいづれもてん補する保険契約又は担保契約とすることとする。 (第三十九条の五関係)

三 国土交通大臣は、一般船舶について、一般船舶油濁損害賠償等保障契約を保険者等と締結している者の申請があつたときは、保障契約証明書に相当する書面を交付することとする。 (第三十九条の六関係)

四 保障契約証明書に相当する書面が備え置かれていなければ、日本国籍を有する一般船舶は、国際航海に従事させてはならないこととし、日本国籍を有しない一般船舶は、本邦内の港に入港等してはならないこととする。 (第三十九条の七関係)

五 一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関し、その他必要な規定を設けることとする。

第五 雑則

一 本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をしようとする特定船舶の船長は、あらかじめ、当該特定船舶の名称、船籍港、保障契約の締結の有無等を国土交通大臣に通報しなければならないこととする。

と。(第四十一条の二関係)

二 国土交通大臣は、その職員に、本邦内の港又は係留施設にある特定船舶への立入検査をさせることができることとすること。(第四十二条関係)

三 国土交通大臣は、特定船舶について第十三条等の規定に違反する事実があると認めるときは、当該特定船舶の船長又は所有者等に対し、保障契約の締結その他その違反を是正するために必要な措置等を命ずることができることとすること。(第四十二条の二関係)

第六 附則

- 一 施行期日は、追加基金に係る改正規定については、追加基金議定書が日本国について効力を生ずる日、一般船舶油濁損害賠償等に係る改正規定については、平成十七年三月一日とすること等とすること。
- 二 本法の施行に伴い必要となる経過措置を定めることとすること。
- 三 本法の施行に伴い必要となる関係法律の規定の整備を行うこととすること。